

# 津市新最終処分場等施設建設工事

## 実施方針

平成25年2月

津 市

— 目 次 —

はじめに	1
1 全体事業の概要	1
2 本工事の概要	1
3 本工事に係る契約締結までのスケジュール（予定）	2
4 入札参加資格（予定）	2
(1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件	2
(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項	3
(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間	4
(4) 代表構成員の資格要件	4
(5) 第2構成員の資格要件	5
(6) 第3構成員の資格要件	5
(7) 第4構成員の資格要件	6
5 落札者選定の概要（予定）	7
(1) 審査手順	7
(2) 審査体制	8
(3) 資格審査	8
(4) 提案審査	8
(5) 総合評価における点数化方法	8

## はじめに

本市では、本市のめざす環境像を「山、川、海、人が共生する元気なまち津」とし、持続可能な循環型社会の構築に向け、各家庭などから排出される一般廃棄物については、可能な限り3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進している。その中で、なお排出された一般廃棄物については、本市が設置する一般廃棄物処理施設において資源化、焼却（熱回収を含む）、埋立の方法により適正かつ安定的に処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めている。

このような中、現在の最終処分場である白銀環境清掃センター埋立処分場の使用期限が迫ることから、これに代わる新たな最終処分場を整備し、もって、本市の一体的なごみ処理の適正化を図ることとしている。

津市新最終処分場等施設建設工事（以下「本工事」という。）は、平成28年4月から供用開始を予定する本市のリサイクルセンターから出る不燃残さを適正に処分するための一般廃棄物処分場を建設するものであり、周辺の環境や防災面にも配慮した『安全・安心、かつ、地域や自然と調和した一般廃棄物最終処分場』施設として、本工事設計図書に基づき施工するものである。

本実施方針は、本工事の請負者を技術提案及び入札価格の総合的な評価によって決定する総合評価一般競争入札（以下「本件入札」という。）により募集及び選定するに当たり、基本的な方針を示すものである。

なお、本実施方針に示す各事項は、現段階での方向性を示すものであり、今後、内容に変更が生じる場合がある。

## 1 全体事業の概要

- (1) 建設場所 津市美杉町下之川地内
  - (2) 施設の種類 一般廃棄物最終処分場（クローズドシステム処分場）
  - (3) 埋立廃棄物 リサイクルセンターから出る不燃残さ
  - (4) 全体面積 約40ha（うち造成区域面積 約8.9ha）
  - (5) 埋立容量 約18万m<sup>3</sup>
  - (6) 埋立面積 約1.2ha
  - (7) 埋立期間 15年
- ※ 埋立容量約18万m<sup>3</sup>のうち第1期として埋立容量約9万m<sup>3</sup>を建設し、平成28年4月からの供用を計画する。なお、第1期に引き続き第2期の建設を予定する。

## 2 本工事の概要

- (1) 工事件名 津市新最終処分場等施設建設工事
- (2) 施設内容 貯留構造物（埋立容量約9万m<sup>3</sup>、鉄筋コンクリート、遮水シート）、被覆施設、進入道路、仮設道路、防災調整池

- (3) 工事費 約38億円
- (4) 工期 契約締結の日から970日間
- (5) 工事内容

造成工	掘削工351,750m <sup>3</sup> 、盛土工233,210m <sup>3</sup>
現場打躯体工	コンクリート打設30,000m <sup>3</sup>
遮水工	遮水シート17,558m <sup>2</sup>
防災調整池工	一式
仮設道路工	一式
進入道路工	一式
被覆施設工	一式
建築機械設備工	一式
建築電気設備工	一式

※ 平成28年4月からの供用を計画する埋立容量9万m<sup>3</sup>の最終処分場施設のうち、前処理・浸出水処理施設及び管理棟の建設工事は、別途発注を予定する。

### 3 本工事に係る契約締結までのスケジュール（予定）

入札公告（入札説明書等の配付）	平成25年3月上旬
入札参加資格審査申請書類、評価項目算定資料届出書の提出期限	平成25年3月下旬
入札参加資格審査結果の通知	平成25年4月上旬
落札者の決定	平成25年5月中旬
請負仮契約の締結	平成25年5月中旬
請負契約の締結	平成25年6月下旬

### 4 入札参加資格（予定）

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札とするので、本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日から請負契約の締結日までの間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件をすべて満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体とする。

#### (1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」という。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- ウ 要領第4条第2項各号の一に該当しない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

オ 本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）。

なお、本工事に係る設計業務等に関与した者は次のとおりである。

- (ア) 「津市新最終処分場等施設整備実施設計業務委託」に関与した者  
八千代エンジニアリング株式会社
- (イ) 「津市新最終処分場等施設整備基本設計業務委託」に関与した者  
株式会社日建技術コンサルタント
- (ウ) 技術提案の審査に関与した者  
津市新最終処分場等施設建設工事技術審査委員会委員

## (2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 構成員の数は4者とし、代表構成員、第2構成員、第3構成員及び第4構成員においては、各1者の組み合わせで自主結成すること。

イ 運営形態は、すべての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。

ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、15%以上であること。

エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

オ 共同企業体の構成員間で、取締役が兼任されているなど、実質的に経営が同一でないこと。

カ 構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場

合は、津市と協議を行うこと。

### (3) 特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事を請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後3か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本工事の請負契約が締結された日までを存続期間とすること。

### (4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事及び建築一式工事を希望業種として登載されている者

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業及び建築工事業）を受けている者

ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有する者

エ 審査基準日が平成22年10月1日から平成23年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事及び建築一式工事の総合評定値が、1200点以上の者

オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者（出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者）

カ 官公庁等で発注された本工事と同種又は類似工事で、元請として、次の(ア)及び(イ)の施工実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、出資比率が20%以上とする。）

(ア) 埋立容量72,000m<sup>3</sup>以上の一般廃棄物最終処分場又は埋立容量72,000m<sup>3</sup>以上の公共関与産業廃棄物管理型最終処分場の新設工事（いずれも陸上埋立処分場に限る。以下同じ。）

(イ) 被覆型の一般廃棄物最終処分場又は被覆型の公共関与産業廃棄物管理型最終処分場の新設工事（規模は問わない。）

キ 本工事の土木の施工現場に次の要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

(イ) 上記(4)カ(ア)の施工現場において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者としての実績を有する者。

ク 本工事の建築の施工現場に次の要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 一級建築施工管理技士又は一級建築士であり、建築工事業の監理技術者資格

者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

ケ 上記(4)キ及びクに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。(本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。) また、配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。

#### (5) 第2構成員の資格要件

第2構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者

イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可(土木工事業)を受けている者

ウ 本市の区域内に本店を有する者

エ 審査基準日が平成22年10月1日から平成23年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値が、850点以上の者

オ 本工事の土木の施工現場に一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。また、配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。

カ 上記(5)オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。(本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。)

#### (6) 第3構成員の資格要件

第3構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者

イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可(土木工事業)を受けている者

ウ 本市の区域内に本店を有する者

エ 審査基準日が平成22年10月1日から平成23年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値が、800点以上の者

オ 本工事の土木の施工現場に一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。また、配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。

カ 上記(6)オに掲げる者は、第3構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。)

**(7) 第4構成員の資格要件**

第4構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

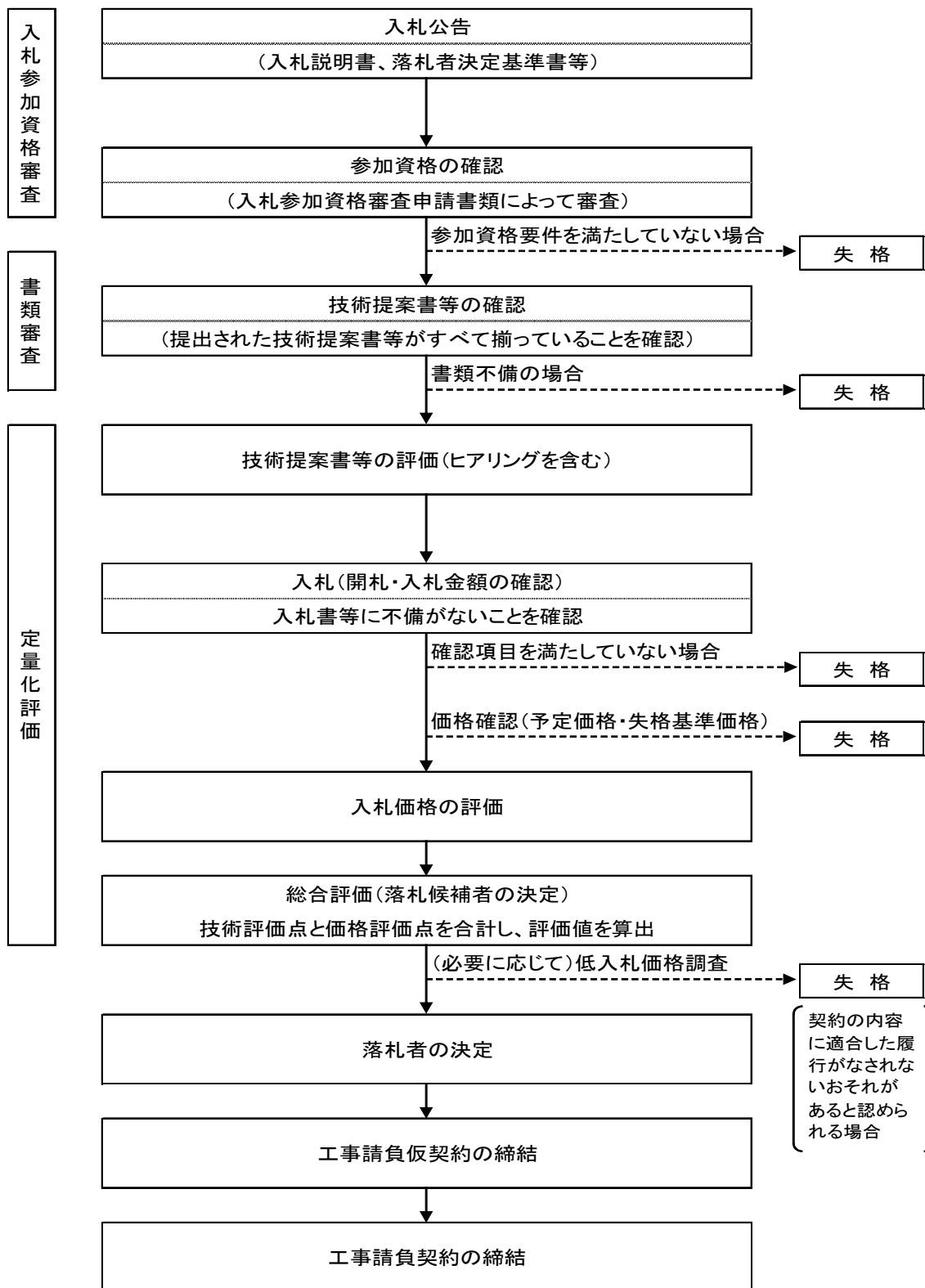
- ア 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者
- イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- ウ 本市の区域内に本店を有する者
- エ 審査基準日が平成22年10月1日から平成23年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の建築一式工事の総合評定値が、800点以上の者
- オ 本工事の建築の施工現場に一級建築施工管理技士又は一級建築士を専任で配置できること。また、配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。
- カ 上記(7)オに掲げる者は、第4構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。  
(本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。)



## 5 落札者選定の概要（予定）

### (1) 審査手順

落札者決定における総合評価一般競争入札は、下図に示す手順で実施する。



## (2) 審査体制

発注者は、学識経験者等で構成する技術審査委員会を設置し、専門的知見に基づくとともに、公正かつ適正な提案評価を行うこととしている。

なお、入札参加者及び協力会社が、落札者決定までに技術審査委員会の委員に対し、落札者選定に関して自己の有利になる目的のために、直接的又は間接的な接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

## (3) 資格審査

入札参加者は、競争参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格の有無について、審査を受けるものとする。

入札に参加する資格の基準日は、入札参加申請書の提出期限の日とする。ただし、資格審査後、入札結果の公表までの期間及び落札者決定後契約締結までの期間に、入札者が「4 入札参加資格（予定）」の資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

## (4) 提案審査

提案審査は、あらかじめ本市が定めた落札者決定基準に基づいて審査を行い、落札候補者を決定する。

## (5) 総合評価における点数化方法

### ア 総合評価の評価項目及び配点

総合評価による点数が評価値となるため、その配点及び点数化基準については、施設の「信頼性」「安全性」に配慮した整備を行うことの必要性、重要性を勘案し、本工事に対する入札参加有資格者が有するべき技術力及び創意工夫を期待する度合いにより設定した。したがって、評価項目は、発注者が入札参加有資格者の提案に期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

評価項目及び配点については、表-1のとおりである。なお、各評価項目における評価基準等の詳細については、別紙1を参照のこと。

表－1 評価項目及び配点

評価項目			配点	
技術評価	企業評価項目	企業の施工能力	7	50
		地域・社会貢献	5	
	技術者評価項目	技術者の能力	3	
	技術力評価項目	総合的なコストに関する事項	4	
		工事目的物の性能、機能に関する事項	12	
		社会的要請に関する事項	14	
		ヒアリング	5	
価格評価	入札金額に関する事項	50	50	
			100	

イ 技術評価における点数化方法

技術評価における項目毎に評価点を算定し、当該評価点の合計を技術評価点とする。

①企業評価項目

企業（代表構成員）の施工能力（同種工事アの施工実績）

評価	判断基準	点数化方法
A	埋立容量90,000m <sup>3</sup> 以上の実績有り	配点×1.00
B	埋立容量45,000m <sup>3</sup> 以上、90,000m <sup>3</sup> 未満の実績有り	配点×0.75
C	埋立容量9,000m <sup>3</sup> 以上、45,000m <sup>3</sup> 未満の実績有り	配点×0.50
D	埋立容量9,000m <sup>3</sup> 未満の実績有り	配点×0.25
E	実績無し	配点×0.00

※ 入札参加者の代表構成員の評価点を算定し、その値を代表構成員の評価点とする。（少数第3位四捨五入）

企業（第2，第3，第4構成員）の施工能力（公共工事等の施工実績）

評価	判断基準	点数化方法
A	実績有り	配点×1.00
B	実績無し	配点×0.00

※ 入札参加者の代表構成員を除く構成員毎に評価点を算定し、その値を各構成員の評価点とする。（少数第3位四捨五入）

地域・社会貢献（ISO認証取得）

評価	判断基準	点数化方法
A	ISO9001とISO14001両方の認証取得有り	配点×1.00
B	ISO9001又はISO14001いずれかの認証取得有り	配点×0.50
C	認証取得無し	配点×0.00

※ 入札参加者の**構成員毎**に評価点を算定し、その平均値を当該入札参加者の評価点とする。（少数第3位四捨五入）

地域・社会貢献（地元業者施工率）

評価	判断基準	点数化方法
A	一次下請額に占める市内本店業者施工率が70%以上	配点×1.00
B	一次下請額に占める市内本店業者施工率が70%未満50%以上	配点×0.50
C	上記以外	配点×0.00

※ 本評価項目の申請内容については、契約後及び工事完了時に施工体制台帳、部分下請通知書、下請契約書等により一次下請業者及び一次下請額を確認します。

確認の結果、評価のランクが申請内容を下回った場合は不履行とし、ペナルティの対象とします。

（評価点は少数第3位四捨五入）

②技術者評価項目

土木専任技術者（代表構成員）の能力（同種工事イの施工経験）

評価	判断基準	点数化方法
A	施工経験有り	配点×1.00
B	施工経験無し	配点×0.00

（評価点は少数第3位四捨五入）

建築専任技術者（代表構成員）の能力（同種工事ウの施工経験）

評価	判断基準	点数化方法
A	施工経験有り	配点×1.00
B	施工経験無し	配点×0.00

（評価点は少数第3位四捨五入）

### 技術力評価項目

提案書類に記載された内容について、標準案に示す条件を上回る部分について、下表に示す判断基準に基づき、評価に応じて点数を付与する。

評価	判断基準	点数化方法
A	当該評価項目において特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	当該評価項目において標準案程度である	配点×0.00

(評価点は少数第3位四捨五入)

### ウ 価格評価における点数化方法

入札金額について、次の算定式により価格評価点を算定する。なお、点数は少数第3位を四捨五入した値とする。

価格評価点の算定式
○ 入札価格 ≥ 低入札価格の場合 $\text{価格評価点} = \text{価格評価配点} \times \frac{\text{失格基準価格}}{\text{失格基準価格} + (\text{低入札価格} - \text{失格基準価格}) / 10 + (\text{入札価格} - \text{低入札価格})}$
○ 入札価格 < 低入札価格の場合 $\text{価格評価点} = \text{価格評価配点} \times \frac{\text{失格基準価格}}{\text{失格基準価格} + (\text{入札価格} - \text{失格基準価格}) / 10}$
※ 低入札価格とは、低入札調査基準価格をいう。

### エ 評価値の算定方法

「イ 技術評価における点数化方法」「ウ 価格評価における点数化方法」により算定した評価点から、次に示す算定式により、評価値（総合評価点）を算定する。

評価値（総合評価点）の算定式
$\text{評価値（総合評価点）} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$

別紙1 評価基準等の詳細（1）

評価項目		評価の視点（評価基準）	配点			
技術評価	① 企業評価項目	企業（代表構成員）の施工能力	【同種工事アの施工実績】※1 鉄筋コンクリート構造の貯留構造物に覆盖を有する最終処分場(※3)の新設工事の施工実績をその埋立容量により評価する。	4	7	12
		企業（第2構成員）の施工能力	【公共工事等の施工実績】※1 ・鉄筋コンクリート構造物工（コンクリート打設量400m3以上）を含む工事の施工実績 ・土工（切土又は掘削土量5,000m3以上、若しくは、盛土又は埋戻土量5,000m3以上）を含む工事の施工実績	1		
		企業（第3構成員）の施工能力	上記いずれかの施工実績の有無により評価する。	1		
		企業（第4構成員）の施工能力	【公共工事等の施工実績】※1 鉄骨造で建築面積600㎡以上の建築物の新築工事の施工実績の有無により評価する。	1		
		地域・社会貢献（ISO認証取得）	ISOの認証取得（ISO9001又はISO14001）の有無により評価する。	1		
		地域・社会貢献（地元業者施工率）	一次下請額に占める市内本店業者施工率により評価する。なお、地元業者施工率の算定は次の式による。 地元業者施工率＝（一次下請に占める市内本店業者施工額／一次下請総額）×100 〔少数点以下切り捨て〕	4		
	② 技術者評価項目	土木専任技術者（代表構成員）の能力	【同種工事イの施工経験】※2 埋立容量9万m3以上の最終処分場(※3)の新設工事に主任技術者、監理技術者又は現場代理人として携わった施工経験の有無により評価する。	2	3	3
		建築専任技術者（代表構成員）の能力	【同種工事ウの施工経験】※2 被覆型最終処分場(※3)の覆盖施設（規模は問わない）の新築工事に主任技術者、監理技術者又は現場代理人として携わった施工経験の有無により評価する。	1		

別紙1 評価基準等の詳細（2）

評価項目		評価の視点（評価基準）		配点			
技術 評価	③ 技術力 評価 項目	総合的なコストに関する事項	提案①	施設完成後の維持管理費のコスト縮減や施設の早期安定化につながる資材・材料、施工方法等に係る有効な提案があれば評価する。ただし、提案②、③及び④に係るものは除く。	4	4	
		工事目的物の性能、機能に関する事項	提案②	土工において地盤沈下、切土盛土及び崩壊対策について評価する。	4	12	
			提案③	貯留構造物のコンクリートの水密性の向上、ひび割れ抑制対策、打ち継ぎ処理対策等、コンクリートの品質確保の方法について評価する。	4		
			提案④	側壁部及び底部の遮水シート及び漏水検知システムの材質、工法及び施工方法について評価する。	4		
		社会的要請に関する事項	提案⑤	施工場所及び施工場所近隣の集落に対する環境対策、防災対策等について評価する。	4	14	
			提案⑥	工事を遅延無く、確実にを行うための施工手順、施工方法及び工程計画等の施工計画について評価する。	5		
			提案⑦	地元企業（雇用）、地元資材等の活用への取り組みを評価する。なお、地元とは津市をいう。	5		
		ヒアリング		配置予定技術者（代表構成員の土木専任技術者及び建築専任技術者）に対してヒアリングを実施し、工事への取組姿勢及び質疑の応答性について評価する。		5	5
		技術評価点 計					50

※1：施工実績は、コリンズに登録されている工事で、平成14年4月1日から入札公告日までの間に施工が完了し、かつ、引渡しが進んでいる公共工事等の元請として、単独もしくはJV構成員（出資比率20%以上に限る）の実績について評価します。

※2：施工経験は、コリンズに登録されている工事で、平成14年4月1日から入札公告日までの間に施工が完了し、かつ、引渡しが進んでいる同種工事の元請として、単独もしくはJV構成員（出資比率20%以上に限る）のコリンズに登録されている監理技術者、主任技術者又は現場代理人として携わった実績について評価します。

なお、主任技術者あるいは監理技術者としての実績は、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績を対象とします。

また、現場代理人としての実績については、対象となる工事の契約日に以下の条件を満足する者であって、かつ、全工事期間中、工事に従事した者を対象とします。

【同種工事イの施工経験】

一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者。

**【同種工事ウの施工経験】**

一級建築施工管理技士又は一級建築士であり、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者。

※3：最終処分場とは、一般廃棄物最終処分場又は公共関与産業廃棄物最終処分場（いずれも陸上埋立処分場に限る。公共関与産業廃棄物最終処分場は安定型を除く。）をいいます。